

意見書

(医師記入)

わらべ東久留米保育園 園長 殿

クラス

名前

病名(該当疾患に○をお願いします)	登園の目安
麻疹(はしか)	解熱後 3 日を経過していること
風しん	発しんが消失していること
水痘(みずぼうそう)	全ての発しんが痂痂(かさぶた)化していること
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が出現してから 5 日が経過し、かつ全身状態が良好になっていること
結核	医師により感染の恐れがないと認められていること
咽頭結膜熱(プール熱)	発熱・充血などの主な症状が消失した後 2 日経過していること
流行性角結膜炎(はやり目)	結膜炎の症状が消失していること
百日咳	特有の咳が消失していること、 または適正な抗菌性物質製剤による 5 日間の治療が終了していること
腸管出血性大腸菌感染症 (O-157、O-26、O-111 等)	医師により感染の恐れがないとみとめられていること
急性出血性結膜炎	医師より感染の恐れがないと認められていること
侵襲性髄膜炎菌感染症 (髄膜炎菌性髄膜炎)	医師より感染の恐れがないと認められていること
その他 ()	

症状も回復し、集団生活に支障がない状態になりました。

年 月 日より登園可能と判断します。

年 月 日

医療機関名

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ

保育園は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団での発症や流行を出来るだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について意見書の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの病状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され、登園を再開する際には、この「意見書」を保育園に提出してください。